

入札公告(第1号)

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。)第 166 条の規定により公告する。

令和8年3月2日

三豊警察署長 横山直樹

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三豊警察署空調設備等保守点検業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

香川県三豊市高瀬町下勝間 2335 番地 1 三豊警察署

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和 11 年3月 31 日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合はこの契約は変更又は解除する。

※ 香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に基づく長期継続契約

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を令和8年3月 23 日午前 10 時までに電子メールにより提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(案件名)」とすること。

提出先:kstakase@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月2日から令和8年3月10日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前8時 30 分から午後5時まで)

郵便番号 767-0011

香川県三豊市高瀬町下勝間 2335 番地 1

三豊警察署 会計課

電話番号 0875-72-0110 内線 230 ファックス 0875-72-4685

なお、入札説明書等の郵送等(FAX・メール)を希望する場合は、上記担当に連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年 3 月 11 日午後3時までに4に示した場所等に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月12日から令和8年3月13日までの間(休日を除く午前8時 30 分から午後5時まで)4に示した場所において閲覧に供するとともに、令8年3月13日午後5時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者全員にFAXで送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

令和8年3月23日 午前 10 時
香川県三豊市高瀬町下勝間 2335 番地 1
三豊警察署 会議室

- 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月 13 日午後 5 時までに入札・契約保証金減免申請書を三豊警察署会計課に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 本公告に示した委託業務を、入札説明書又は仕様書で指定する内容どおり確実に実施することができることを証明した者であること。
- (6) 県内に事業所を有し、早急な障害復旧作業を行える体制が整備されていることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年3月13日午後 5 時まで、4 に示した場所に提出(郵送の場合は令和8年3月13日必着)し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基

づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、16 の(3)により入札の効力が生じた初日をもって契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。

(3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で議決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときに、効力が生じる。